

支部ニュース

2015年4月 No. 497

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com 〒112-0014 文京区関口1-8-6-202

TEL03-5227-8255 Fax03-5227-8257 郵便振替 00130-6-87399

●教科書採択問題事務所学習交流集会

※報告要旨

※各事務所・各地域からの活動及び情況報告

●集団的自衛権と秘密保護法 新宿区議会での会派要請と審査結果報告・・・・・・・・林美乃里

●なんぶの憲法活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・佐藤誠一

●「あすわか春の親子企画、大盛況」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・青龍美和子

●各事務所で弾圧学習会開催を！・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・久保田明人

●「これは地下の火だ。君たちに消すことなどできはしない。」

労働法制改悪反対・8時間労働制を守るため、メーカー集会にご参加を！・・・・萩尾健太

●タブロイドを使って「労働法制大改悪阻止」の取り組みを！！・・・・・・・・三浦佑哉

●若手弁護士へのメッセージと返書

※若手弁護士へのメッセージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・南元昭雄

※「原田敬三先生について」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・長尾詩子

●新人紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・水口瑛葉

●就任の挨拶

※支部長就任の挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・須藤正樹

※事務局長就任のご挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・萩尾健太

※事務局次長就任のご挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・青龍美和子／石島 淳

●幹事会議事録

教科書採択問題事務所学習交流集会

報告要旨

1) 吉田典裕（日本出版労働組合連合会副中央執行委員長）

とりくみはまだ進んでいないので、現時点でつかんでいる中学校の社会科検定に関する最新情報を提供したい。

検定内容の報道解禁は4月6日の午後5時で、例年に比べると1週間程度遅い。とはいっても、文科省は今年初め頃には報道解禁は「4月中旬以降」といっていたので、早めたとはいえる。遅くなった理由は、自由社と学び舎の申請本が不合格になり、再申請したため。学び舎は中学校の先生たちが立ち上げ、新規に検定申請したもの。

2014年度に検定申請があったのは表のとおり。

	1	2	3	4	5	6	7	8
地理	東書	教出	帝国	日文				
歴史	東書	教出	清水	帝国	日文	自由社	育鵬社	学び舎
公民	東書	教出	清水	帝国	日文	育鵬社		
地図	東書	帝国						

地図（これも検定対象の教科書）では、帝国書院が採択シェア90%を占める。かつては地理・歴史・公民を同一出版社の教科書で揃えるケースが多かったのですが、3つ全部を発行するのが普通だったが、いまでは必ずしもそうではなくなっている。これは教科書価格があまりに安く、コストに見合う採算点の部数が大きくなっているためだ。法定見本本約16,000冊の発行は教科書発行者の負担で、採択が困難だと判断した採択地区には見本本を送らないこともある。したがって採択の対象にすらならず、さらに採択を減らすという悪循環に陥る恐れもある。これは日本の教科書制度の大きな欠陥だ。

実は自由社も見本本の財政保証を文科省に求めている。皮肉なことにこの点だけは出版労連と要求が一致する。かつて扶桑社が初めて教科書発行に参入したとき、地理と公民は出すつもりがなかった。公民は採択を有利にしようと「後付け」で発行した。しかし結果的に歴史と公民がセットになってひどい内容を掲載するという事態になっている。

今回、自由社は公民については検定申請をせず、現行版について資料更新など訂正申請を行って継続発行することにした。検定基準が変わったのに、そんなことが許されるのか疑問だ。実はある新聞記者も同様の疑問をもち、文科省に聞いたところ「新たな検定基準に該当する箇所がないので、継続発行はまったく問題ない」と回答したという。しかし「新たな検定基準に該当する箇所がない」かどうかは、検定を行わなければ証明できないはずだ。検定そのものには反対だが、これは制度を公正に運用していないということなのではないか。仮に他社が同じことをやったら認めたのか疑問だ。

育鵬社は、小規模の改訂。したがって戦争賛美と憲法改悪推進という性格は不変だ。記述が「相互に矛盾している」「表記が不統一」などというものがあって、教科書という以前に出版物としてのレベルが低い。「政府の統一見解を掲載する」という新しい検定基準に引っかかるのが、「東京裁判」に関する記

述だった。東京裁判を受け入れたというのが日本政府の「統一の見解」なので、そのことに触れるということになる。これだけではないが、検定によって極端な記述が是正されて良くなったという皮肉な結果になるだろう。自由社の教科書も同様だろう。

江東区千石の教科書研究センターで検定資料が公開される。対象は申請本（いわゆる白表紙本）、見本本（採択に付される版）、教科用図書検定調査審議会の議事録などだ。センターでの検定公開が始まったのが2003年で、公開期間は4月24日から7月31日までで土日・祝日を除いて67日だった。その後、日数は漸減の傾向にあったが、2011年には激減し、5月23日から6月30日までの28日、2003年比で42%になった。この年は中学校教科書採択年だったから、育鵬社、自由社教科書への批判が広まらないように慮ったのではないかと疑わざるをえない。去年は6月3日から同26日までのわずか17日、2003年の25%にまで減らされている。

公開開始の日が遅れている理由について、文科省は見本本が入手できないことを挙げているが、真っ赤なウソだ。見本本は4月には出来ている。明らかに意図的だ。文科省は、運動で矯正しないとういうことを平気でやる。今年も、もっと公開開始日を早め、日数も確保するよう要求する必要がある。

しかし一方で、中学校の採択の年だけ会場が混むという実態もある。小学校、高校の年は会場にほとんど人がいないこともある。毎年行って見てくるべきだ。

根本的な問題として、日本の教科書制度そのものを問い直す必要があるだろう。日本の教科書検定では、直接検定を担当するのは教科書調査官で、調査官の報告に基づいて教科用図書検定審議会で審査され、検定意見が確定する。しかし調査官の報告がほとんど踏襲されるのが実情だ。文科省の職員である調査官の主観による検定というべきだ。世界の教科書制度をみると、検定そのものは日本以外にもある。しかし、教育担当省の職員＝政府側という身分で検定が行われているのは、管見のかぎり日本だけだ。他国では、ともかくも政府から独立した立場で検定が行われている。

広域（共同）採択制度も、日本以外にはマレーシアにしかない。どこの国も教科書を採択するのは学校単位が常識だ。マレーシアが広域採択制度を導入したのは1986年で、2つないし3つの郡(district)で同一教科書を採択する。日本の制度に習って導入した可能性もある。

検定・採択とも日本の教科書制度は世界に類例がない特殊なものだ。この制度そのものを問い直す必要がある。

出版労連の取り組み

教科書闘争は、出版労連の前身である出版労協が結成される1958年よりも前から、すでに教科書出版社の労働組合が相互に連絡を取り合って実質的に行われていた。家永訴訟よりも前から行っていたことになる。「教科書に真実と自由を」という家永訴訟のスローガンがいまも輝きを放っている。これがよいことなのかどうか。政府にとって学校教育法で使用義務を課した検定教科書は、国家の意思を国民に植えつける大きな武器なので、手放したくない。それゆえ大変なたたかいにもかかわらず、家永訴訟のスローガンが生きている。

いま春闘が行われているが、教科書出版社の労働組合でつくる教科書労働組合共闘会議(教科書共闘)は、通常のエコ・制度改善要求(統一要求として、交渉も傘下の労働組合と対応する経営が一堂に会して「統一交渉」として行っている)のほかに「教科書統一要求」を提出する。これは教科書制度などについて経営の考え方を質すとりくみで、回答はこれから受け取る(対角線交渉で)。同一趣旨の要求を教科書協会にも提出している。教科書共闘加盟以外の教科書出版社の労組も共通の要求を経営と協会に出している。

昨年度、教科書闘争本部をつくった。アドホックな組織という位置づけで1年のみという予定だったが、情勢との関係で今年度も継続している。当初懸念した「教科書法案」は具体的な動きがないが、たかひの構えを解除するわけにはいかない。具体的な活動としては、実教出版日本史教科書の採択妨害に反対して、昨年5月23日に実行委員会方式で集会を開き、400名近くが集まった。今年3月20日には、道徳の教科化反対と教科書価格の適正化を求めて国会議員要請を行った。自民党の自称極右の秘書が「俺は道徳の教科化には反対。押しつけるものではない」と言っていた。自民党も決して一枚岩ではないのだろう。道徳の教科化は決定したが、これで終わりということではない。継続して反対していく。

これから情報収集や組織内の学習会も行っていく。組織外の団体や個人との共闘関係の構築が闘争本部の課題。

今年の中学校教科書採択に向けては、全国のすべての市町村教育委員会に歴史の事実を歪めたり憲法改正を呼びかけたりするような教科書を採択すべきではない、現場の意向を尊重して採択を行えという趣旨の陳情を出す。これは採択のたびに行っている。「平成の大合併」で自治体の数が減って、本数は1,700強になっている。昨年の12月に日弁連が出した意見書も活用したい。

(4) 質疑応答

長尾：見本本はもうできていて、もらえるのか？

吉田：いまは見本本の管理が厳しいので、採択時期には難しいだろう。法定展示が6月19日から14日間あり、その会場に行けば見ることができる。

2) 長尾詩子（弁護士・東京南部法律事務所）

大田区における取組みを紹介する

まず4年前に育鵬社教科書が採択されたことについての総括

①情勢分析

憲法改悪に進む安倍内閣においてそれに沿った教科書を採択させる攻撃が強まっていることについての情勢が十分に把握できていなかった。

教育委員に信頼できる弁護士がいて大田区では採択されないという思い込みがあったし、教育委員に日本会議所属の委員がいることも知らなかった。

また、教科書展示会の市民のコメントでは育鵬社賛成が79（テンプレ的回答）だった。明らかに動員があったのだと思う。数としても、こちら側が負けていた

②主体の問題

民主団体・事務所が個人加盟の会に運動を任せてしまっていた。

以上を踏まえての運動方針として

まず、主体を個人加盟の大田区民の会だけではなく、個人・団体加盟の大田こどもの教育連絡会（通称、「子ども連」）を再開し、運動を進めている。

これまでの取組としては、2014年10月24日に教育子育て9条の会のつどいがあった。小森陽一さんが司会で、堀尾輝久さん・白神優理子さんがパネリスト。約150人参加。ここで大田区では来年教科書採択が問題になることをアピールした。

2015年2月1日、子ども連中心に実行委員会形式で、2・1教育の集いを行った。約400名参加。東京新聞に事前に告知記事が出た。facebookでも広げ、憲法カフェで知り合った人なども対象に広げた。

今後夏までのイメージは、レジュメ参照。

学習会の講師活動でのポイント

教科書そのものを見てもらうことが重要（教科書コピーの準備等）

たとえば「南京事件」と表記、実態に触れず「論争が続いている」ととどまる記述であることに触れる

日本国憲法の章のトビラが天皇、大日本帝国憲法を「深める」ような記述がなされている

国民主権で天皇の記載が多い、

平和主義 自衛隊の写真、他国憲法に規定される国防の義務をわざわざ紹介する

憲法改正するのが前提、どう改正するのか、という方向での記述をしている

※自民党改憲草案を通すための教科書、草案を対照すると理解してもらいやすい

3) 大山圭湖（東京都教職員組合副委員長）

教科書は教職員だけのたたかいではなく、憲法の理念を生かし、平和を守る子どもを育てるために大切なものとして、住民運動としてひろげるスタンスをとっている

どの地域もあぶない

地方教育行政法改悪で、大田、武蔵村山だけではなく、どの地域も教科書採択の危険がある

推進勢力が「草の根作戦」をしかけている

首長・議員に申入れをしたり、議会に決議を上げさせるなどの動きを強めている。総力戦になる

戦争をする国づくりにストップをさせる。

自分たちの問題として取り組んでいく必要がある

取り組みの方向 展示会・教育委員会の傍聴採択制度の改善を求める

(例)

教師の時間確保、教科書を読む時間・問題点を研究できる時間を確保できるようにする

教師のまとめる調査研究報告書は、よいところだけでなく問題点をかけるように制約をなくす

保護者・市民が展示閲覧しやすいように時間・会場を増やすよう要求する

教育委員会に対して希望多数でも傍聴できるよう広い会場の準備を求める

新婦人の「教科書カフェ」や三多摩の会1分でもよめる「1分間ニュース」配布などの工夫が広がっていることをニュースなどで交流し、多くの人々の力で、「子どもたちによりよい教科書を手渡すためのとりくみ」を、スピードを上げてすすめたい。

各事務所・各地域からの活動及び情況報告

・東部（伊藤、中里）

今年は力を入れている。所内でPTを立ち上げた。今日はメンバー全員出席している。

まず江戸川で、取り組む会が立ちあがった。議員の中に日本会議のメンバーが多い。教員、市民、土建を中心に活動を始めている。5月29日に100名規模の集会をやろうと決まっている。

江東では、準備会が立ち上がっている。退職教職員、新婦人、九条の会が参加。区長が教育再生会議のメンバー。教育長も一斉テストなど独自のことを言っていることもあり、現場の先生の声が教育長が反映してくれるか懸念。今後の運動の仕方を議論しているところ。



・三多摩（植木）

武蔵村山で採択されてしまった。都教委から送り込まれている持田、採択予定一覧表を休憩中に「これでいいですね」と確認して、再開後に即時採択。

5000枚規模、昨年25000枚ビラ配布。

子どもの未来を育てる会（新婦人、元教員で構成）が4年間250～300名の集会を継続。安倍の教育再生と絡めた勉強会も。

採択要綱が穴だらけだったことを反省。弁6名、事務局3名で、担当区域18市町村の要綱を取り寄せて、意見反映プロセス、特記事項等を一覧表にして比較検討。武蔵村山が目的規定もない、杜撰だということがわかった。去年の採択の際、要綱自体の改定を議員に要請。目的規定の中に、公平、中立等を入れさせた。小学校の教科書採択は、公開の場でされることになった。さらに不備な点はこれから。見本本の公開期間も延長させたり。「育てる会」が教育委員に会いに行ったり、要請文を出したりしている。4月7日の全中学校の入学式でビラ配布の予定。毎月学習会をやる予定。全戸配布も。教育委員会の傍聴も。

・新宿（山添、新屋）

東京法律とあかしあで、新宿教科書ネットのメンバーを一新してスタート。教員OB、保育関係者と一緒に2か月に1回会議。昨年10月に吉田さんを講師に学習会。11月の区長選をみすえて。対立候補が日本会議の吉住だったこともあったので。吉住は区長になって日本会議のメンバーから外れた。辞めたと明言。様々な取り組みによって、吉住氏の対応自体を変えた。これまでのやり方を踏襲していると答弁もしている。これまで現場の意見を反映するような仕組みがとられていた。昨年も教育委員の一言でそうなったという経緯もあった。これを守るという立場。教育委員のお宅訪問もした。総合教育委員会に置くべき、全学校で見本本を見られるようにしてほしい等の要請をしているところ。教育委員会の傍聴もする予定。教育委員への要請に行く際、教員OBにも来てもらう。教育委員とのつながりが意外にもあったりして、現場を知る人を連れて行くと効果がある。新宿の申入書は、育鵬社を名指ししていない。ニュアンスだけ。訪問する際には、口頭で育鵬社を採択してほしくないと言明する。「はあ、そうですか」と知らないのではないかという印象。直接教

育委員と会って話すのは重要だ。会えなかった場合には電話で話そうと思う。

- ・教科書問題は、事務所単体ではなく地域の他団体と共同でやることになる。

- ・品川区（五反田・串山）

区長が教育再生会議の委員。品川区では、4月4日に「区民の会」結成総会の予定。翌週は入学式でビラ配布の予定。品川区議会で、客引き防止条例をひっかけて、小学校前でのビラまきを規制できないかという質問が日本会議の議員からされた。区民の会は、新婦人や子ども九条の会、が中心。5月16日は学習会をやる予定。教科書閲覧に動員かけるために。教科書閲覧して意見書をあげるための組織化をやっている状況。品川は何とか今回阻止しなければならない。つくる会系を採択するのではなく、この会社の教科書を採択してくださいという要求はできないのか。結局割れてつくる会系の教科書が採択されてしまうのではないか。

→吉田さん：それはやるべきではない。どこがいいのかというのはまずい。

意見が分散してつくる会が採択されたという事例はない。教育委員会で大体の合意形成はされる。

割れても3対2。こちらの価値観で縛るのはよくない。欠陥の大きい、事実をきちんと伝えていない、日本国憲法に則っていない教科書を採択できないと言うことしかできないのではないか。

- ・渋谷（萩尾）

取り組んでいない。世田谷は革新区長なので大丈夫かなと思っていたが、日本会議のメンバーがいるので、取り組みたいと思う。

- ・代々木

運動的には、区議選、渋谷では区長選が重要。

杉並で以前運動したことはあるが、いまはやっていない。危機感が薄いのかも。

公平等をかかげて要請するのは弁護士としてはやりやすい。要請の仕方として日本国憲法にのっとった教科書というのは言いやすい。

4年前は統一要請書があった。そういうのがあるとやりやすい。

他の団体や法律事務所が出している要請書を参考としたい。

閲覧まで行くのは大変。ある程度要請くらいであればやりやすい。

- ・東弁子ども委員会でも取り組んでいて、三多摩の要望書を参考資料としている。

東弁は意見書を出す予定。

- ・大田区では、教育委員会への要請書は事務局が回収して渡らない。自宅訪問のほうが効果的

- ・区民や市民の意見を教育委員に伝えないというのも、文科省の方針に反している。

住民の意見を聞くように言われている。それを使って、区民の意見を教育委員に伝えろというシステムの要求もそれだけで要求項目になる。自宅訪問は嫌われる危険性もある。国立市の教科書採択の際、教育委員会の事務局として、避けたいという本音があったという。反対だという資料を大量に教育委員に配ったことが力になった。

- ・1月29日付け文科省の資料は重要。

- ・重要な資料について、支部のMLに流してほしい。

今後の運動方針について

- ・教科書ネット作成のスケジュールが参考になる。

- ・採択教科書をなるべく早く入手して分析して、6～8月の教育委員会の傍聴に力を入れる。

- ・どこかの段階で危なそうな地域が出てくるのか？そしたら助っ人でみんなで行くとか。
- ・前回セーフだったところも、3対2でギリギリ採択というところも多かった。4分の1くらい。安心できない。教育委員も教育委員会のシステムも変わったということもある。
- ・確実に危ないと言われているのは台東区。区長選、教育長が悪い人になった。
- ・つくる会がどこに重点を置くかにもよる。
- ・つくる会も人員が豊富なわけではない。どこかに集中してくると思う。目に見えない力のほうが重要。小学校3年生以上の親は対象。保護者に働きかけるのは大事。「受験に役立たない」「学力がつかない」という言葉は効く。塾の宿題をやっても、教科書に答えが載っていないという生徒の声もある。
- ・ジェンダー的にも問題。挿絵の位置づけ。表題のつけ方も。
- ・育鵬社は儲かっている。なぜ扶桑社と別の会社をつくったのか。フジサンケイグループがホリエモンに乗っ取られた年に造られた。扶桑社は教科書を出したために赤字になった。いつでも撤退できる準備と言う意味で、切り離したこともあるのでは。フジサンケイグループ全体として。採択されても、採算とれていない。今回採択数の目標を立てている。それくらいとらないと採算がとれないのではないか。

まとめ（須藤）

- ・各地で取り組む必要がある。
- ・危ないところについては支部ニュースなどで知らせる
- ・親子含めて働きかける面白い取り組み。
- ・これから頑張ろう。



集団的自衛権と秘密保護法 新宿区議会での会派要請と審査結果報告

東京法律事務所 林 美乃里

1. はじめに

「集団的自衛権行使を可能とする関係法令の改正を行わないように求める意見書に関する陳情」と「特定秘密保護法の廃止を求める意見書に関する陳情」の2つの陳情について、3月17日の新宿区議会総務・区民委員会において審議が行われましたので、各議員の発言とその結果をご報告致します。

審議に先立ち、新宿区内在勤・在住の弁護士の皆様からは、集団的自衛権の陳情について105筆、秘密保護法の陳情について92筆の賛同署名を頂戴しました。ご協力ありがとうございました。

2. 2度目の会派要請

3月16日に、弁護士1名と事務局2名で2度目の会派要請を行いました。

要請行動では、①全国で「集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書」を可決した議会が238自治体にのぼっていること(2015年1月17日現在)、②毎日新聞の世論調査でも集団的自衛権の行使を容認する安全保障関連法案を今国会で成立させる政府の方針には国民の過半数が反対していることなどを説明し、日弁連が作成した「集団的自衛権の行使容認等に係る閣議決定に対する意見書」やパンフレットと一緒に各会派への資料として渡しました。

自民党は会議中だったこともあり、前回同様秘書の方に資料を渡すのみとなってしまいました。これまでの会派要請の中で一度も区議と直接話が来ていないことには不満が募ります。

民主党は、総務区民委員会の副委員長を務めている平間しのぶ区議とお会いすることができました。前回の陳情に賛成してくれたことの御礼を述べ、今回の2つの陳情の主旨を説明し、賛成していただくよう要請しました。秘密保護法についての陳情は立場が違うため賛成はできないと言われましたが、集団的自衛権については陳情の主旨を汲み取り、党として賛成の立場であると述べられました。

3. 審議の様子

各議員の発言を紹介します。

- ① 27陳情第1号「集団的自衛権行使を可能とする関係法令の改正を行わないよう求める意見書に関する陳情」

日本共産党 田中のりひで

「政府が5月連休明けに一連の法整備を行う準備をするといわれている。海外への自衛隊の出勤が交戦権を含めて議論されている。大変危険な兆候である。3月15日付け毎日新聞でも法整備は急ぐべきではないという世論が過半数となっている。読売の世論調査でも、今国会で集団的自衛権行使をするための法整備は急ぐべきではないという意見が56%ある。慎重にという意見が国民の多数である。法整備そのものを行うこと自体が憲法に違反することは日弁連の見解からも明らかである。平和都市宣言を行った新宿としても法整備を行うべきではないということを区議会として明確に意見として挙げて集団的自衛権行使をストップすべきであり、陳情者の願いにこたえるべき」。

花マルクラブ なす雅之

「集団的自衛権というのは言葉のまやかしがある。自衛ということはいいことに思える。ところが今の時代、軍事力でも平和が築けますか。教育、文化、人間愛というものでもって平和を実現していくことが重要。日本がやるべきことは、平和憲法を世界に広げていくこと。それこそが自衛権の行使である。私には35歳の長女、31歳の長男がいる。彼らが戦争に行くことはないが、小学生の孫がいる。孫達の世代に戦争しない社会をつくっていくためには我々は何をしなければならないか。昨年の区長選では岸候補を応援したが、最大のテーマは平和の問題であった。新宿では平和の問題が議論されるようになった。吉住区長も当初思っていたよりも配慮している。区長にさらに平和の問題が大切なんだと自覚させるためにこのような陳情を採択する必要がある。新宿のため、世界のために陳情に賛成します」。

社民党 かわの達男

「同趣旨の陳情が去年9月に提出された。そこで議論があり不採択になったわけだが、本会議において採択に対し私は賛成討論をした。「政府はこれまで一貫して集団的自衛権を認めていない、しかし安倍内閣は閣議決定して歴代自民党内閣が守ってきたものを破った。武器輸出三原則を撤廃するなど危険な道へと進んでいる。新宿区内の弁護士が連名して提出してことも重く受け止めたい」という趣旨の賛成討論をした。今、さらに進んで関係法令の改正が遡上にのぼっている。前回よりもさらに多くの弁護士が陳情者として名前を連ねている。ますます危険な動きの中、陳情について採択してほしい。また、前回の本会議では、傍聴した方のアンケートの中に、反対の人の意見がなかったのが残念という声があった。なぜ陳情に反対なのかきちんと表明すべきである」。

公明党 中村しんいち

「公明党は、他国防衛のための武力行使は憲法9条の観点から許されないという立場。昨年の閣議決定は政府見解を維持したものであり、専守防衛は何ら変わっていない。昨年7月14日の衆院予算委員会での横島長官の答弁からも、あくまでも我が国を防衛するためのやむを得ない措置として限定的に武力行使を許すものであり、他国防衛としての集団的自衛権を認めるものではないことは明らか。これまでの9条の規範性を維持しており、整合する合理的解釈の範囲内であって、平和主義を覆すものではない。日本は大量破壊兵器の脅威、テロの脅威に直面している。日本国民の生命、財産を守るために新要件に基づいた厳格な法整備をすべきである」。

自民党 池田だいすけ

「政府は昨年7月に国の存立を全うするための切れ目のない安全保障の考え方を閣議決定。国際協調主義に基づく積極的平和主義のもと国際社会に貢献するために法整備が必要。閣議決定の内容は、従来の政府見解と整合し、自衛権の範囲にとどまるものである」。

共産党 田中のりひで

「閣議決定はこれまでの内閣法制局の言って来たことと矛盾する。憲法改正をしなければできないことは憲法学者の間でも一致していること。アメリカやオーストラリアと共同した軍事行動が準備されている。地理的な限定がない。国際紛争を平和的に解決するという観点からも問題である」。

花マルクラブ なす雅之

「議会は討論していくのが本来のあり方。公明党に期待している。国会の中で公明党の発言が歯止めになっている部分がある。太平洋戦争は自衛のための戦争だったのか何なのか。昭和天皇は宣戦布告の中で「国民のための自衛戦争」と明確に言っている。自衛とは何なのか。解釈によってどうにでも使える。きちんとした歯止めをかけていくことは必要だろう。この種の陳情が採択された自治体が多いほど国への影響力が増える。ぜひ採択してほしい」。

② 27 陳情第 2 号「特定秘密保護法の廃止を求める意見書に関する陳情」

共産党 田中のりひで

「すでに秘密保護法のもとで多数が特定秘密に指定された。何が特定秘密なのかも含めて曖昧なまま。国会議員も含めて処罰の対象となる。特に今回は I S 人質殺害事件に関する政府の対応について国会の場で検証するとなっていたが、政府情報が公開されないという問題がすでに始まっている。今の政府、権力者にとって都合の悪い面を隠すことが公然と行われる」。

花マルクラブ なす雅之（花マルクラブ）

「秘密は誰のために守るのか。国家のため。危険なこと。官僚はできないことをできるようにする天才。官僚の解釈によって国家の秘密が決められる。新宿区の職員だって自分たちに都合の悪い情報を出さないことは絶対ある。私は区議を今期で引退する。今後平和の問題で無所属市民の立場で主張していく人がいなくなるのはさびしくなる」。

社民党 かわの達男

「採択すべき。特定秘密保護法は何が秘密かそれが秘密、というのが問題。一昨年末に多くの人が声を挙げたが、すでに不安が現実になっている。国民が知りたいこと、知らなければならないことが知らされない。廃止をしていく必要がある」。

公明党 井下田栄一

「政府にとって都合の悪いことを秘密指定にするものと陳情にあるが、国の安全と国民の生命身体を守るために防衛、外交、テロ、スパイという 4 分野に限られている。国民の知る権利を奪うというのも、公明党の主張によって 22 条に知る権利を保障する条文が入った。戦争への道を開くとは思わない」。

自民党 池田だいすけ

「国際情勢が時々刻々と変化する中で秘密情報を NSC において戦略形成する必要。国際常識に沿った方法で管理する。4 分野に限定されており、今ある秘密より広がることはない。外部有識者、内閣総理大臣のチェックもある。歴史的な文書として公文書は保管、一定期間で公開される。国会法改正で国会に常設の情報監視委員会で監視する。制度上の瑕疵は認められない」。

共産党 田中のりひで

「国会審議でも稀な形で強行採決されている。安倍首相も成立直後に説明が足りなかった、反省していると述べていた。それほどまでに強行採決で成り立っていること。これまでになかったやり方。国民

の納得を得られていない。マスコミ関係者も含め反対を主張している。第三者機関はチェックした独立したものとして置かれていないとアメリカの専門家からも指摘されている。すでに現実の国会の中で情報提供が鈍くなっている。法律そのものに瑕疵があるといわざるを得ない。

4. 審議の結果と取り組みの成果

前回とは異なり、自民党・公明党は用意した文章を読み上げる形で自党の見解を述べていました。審議の結果、2つの陳情はどちらも審議未了となり、実質廃案となりました。

結果は残念なものでしたが、4月の統一地方選挙の前に区議会の場で議論されたことには意義があったものと思います。

また、共産党の田中区議が要請行動の際に渡した資料を用いて発言を行うなど、私達の要請行動が審議内容を深める役割を果たしたことを実感できたのは個人的にも嬉しいことでした。陳情に賛成したことを街頭演説で触れる会派や、今回の陳情を提出したうえで「平和の思いを踏みにじった自民・公明・主権の会」などとチラシに掲載する会派も出てきているようです。

選挙においても、集団的自衛権や秘密保護法の問題が争点であることを有権者に広く知ってもらい、草の根から戦争する国づくりに反対する声をあげていきたいと思っています。

今後ともよろしくお願いたします。

なんぶの憲法活動

東京南部法律事務所 佐藤 誠一

支部総会以降の事務所の活動を報告します。

支部総会で予告しました、地元労組・団体へのオルグですが、3月12日に実行しました。大田区内で3民商・3労組団体連絡会・3単組・3団体の合計12カ所を回りました。持参したツールは、①集団的自衛権閣議決定撤回・関連立法反対の日弁連署名、②沖縄新米軍基地建設ストップを目指す翁長県知事を激励し、建設を進める安倍総理に抗議する葉書セット、③「秘密・監視・密告社会はごめん」パンフ1冊をサンプルに提供し購入の依頼を、④「学習会講師要請にお応えします」のご案内、以上の4点でした。残念ながら3月30日現在、地方選挙の関係でしょう、オルグに応えた学習会講師要請は、まだありません。選挙後に備えることになりますかね…

さらに支部総会で予告しました、高校生を対象にする宣伝活動ですが、あすわかキャラを利用していただき、オリジナルのチラシを用意し、まずは皮切りに4月17日、地元高校の通学時間帯に学校前で事務所単独の宣伝行動を組む予定を決めています。

今話題の、また支部ニュース1月号に記事を投稿しました（執筆は長尾）、「憲法カフェ」ですが、所内の実践例を事務所総会で報告し意見交換しました。そこでは、憲法カフェの対象・会場をさらに拡大して行くことを確認しつつ、「憲法カフェ」とは縁遠い年配弁護士がこれまた円遠い年配者を対象とした企画は考えられないかと、(仮称)「憲法喫茶(カフェではなく!)」「憲法居酒屋」「憲法カラオケ」なんてどうだろかとの意見がありました。さらにそれらを総括するような区内統一の大規模な企画(「祭り」

のような、あるいはデモも)まで見通す構想が必要だ、という意見も出て、所内憲法プロジェクトへ荷の重い宿題が確認されています。

ところで4/1、私が支部長をしている救援会大田支部主催で、盗聴法制改悪・司法取引導入阻止を趣旨に学習会を予定しています。その準備で、今の盗聴法が成立した1999年の情勢をさらってみました。するとこの年は、通常国会が8月13日まで57日も長期に延長され、悪報が次々誕生した年でした。前年改定された新ガイドラインを受けた周辺事態法など関連法及び法改正が、日の丸君が代法が、そして盗聴法が(会期末に!)成立しています。今年と実によく似た情勢にありました。しかし、「16年前と同じ年にはさせない!」、という強い覚悟と取組みが必要です。引き続き頑張ります。

「あすわか春の親子企画、大盛況」

東京法律事務所 青龍 美和子

3月31日、明日の自由を守る若手弁護士の会(あすわか)が振り付け師のラッキィ池田さんと一緒に、川口市で「ゲラゲラポーからケンポー(憲法)まで、楽しく踊って学んじゃおう♪」という企画を開催しました。

まず用語の解説から。「あすわか」は、支部の若手弁護士も多数参加しているので、当然ご存知ですね。「ラッキィ池田」さんは、CMやテレビ番組で一度は見たことがあるダンスの振り付けをしている有名な振り付け師です。「ゲラゲラポー」とは、いま子どもたちに大人気のアニメ「妖怪ウォッチ」のテーマソングです。この曲にはダンスがあるのですが、この振り付けをしているのがラッキィ池田さんです。ラッキィ池田さんは、NHKの子ども番組にも出演されており、若い子どものいる家庭での認知度は抜群なのでした。

当日は、春休み中ということもあり、子どもを含めて約350名もの参加があり、会場は熱気で溢れていました。ダンスの合間に、埼玉支部の堅十萌子弁護士とラッキィさんとのトーク(トークの間にダンス)を挟み、「憲法って何?」「戦争ってどんなもの?」などについてわかりやすくお話ししてくれました。あすわか会員でアイデアを出し合って作った早口言葉「立憲主義 民主主義 平和主義!」を紹介すると、子どもたちも楽しそうに叫んでいました。途中ステージに上がってマイクを奪って喋り出す子がいたり、ダンスをしないでウロウロしている子もいたり、自由な空間でゆる〜く楽しく学べたと思います。最後に戦争撲滅案を募集したら、子どもたちが「自分のとちがう意見の人の話もよく聞く。」「よわいたちばの人を無視しない」「そうりだいじんをかえる」「ごはんいっぱい食べる」「世界中に友達を作る」「いつも笑顔で」「うたって♪おどる♪」などたくさん書いてくれました。

私は受付にいたのですが、帰って行く参加者から本当に楽しかったし、勉強になったと大好評をいただきました。引き続きこうした活動を広げていきたいと思います。

各事務所で弾圧学習会開催を！

事務局次長 久保田 明人

来る4月26日に、統一地方選挙が行われます。

安倍自公政権は、昨年12月に特定秘密保護法を施行させ、今国会では有事法制や海外派兵法制など安全保障関連法案を提出する見込みで、「戦争をする国づくり」を着実に押し進めています。その一方で、安倍政権の暴走に反対する国民の動きも全国各地で起きています。

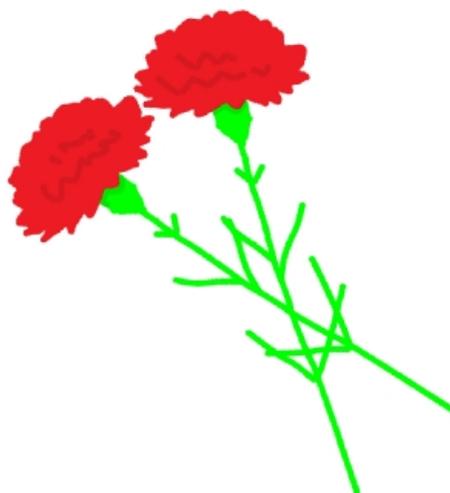
4月の統一地方選挙は、安倍政権に協力する自治体にするのか、安倍政権の暴走をストップさせる勢力を各地方議会で広げるのか、今後の国政の動向をも左右するせめぎ合いの選挙となります。

激しい選挙戦になる中、市民の選挙活動に対する弾圧事件が発生することも予想されます。昨年12月の衆議院議員総選挙では、東京でも、市民の正当な選挙・政治活動に対する不当な干渉や妨害が複数件発生しました。

東京支部では、日本国民救援会東京都本部とともに、統一地方選挙弾圧対策本部を設置し、市民の選挙・政治活動に対する干渉・弾圧情報の収集と発信、公正な選挙を求める申し入れなどに取り組んでいきます。

選挙期間中は、支部員に対しても、関係諸団体から許容される選挙活動の範囲などについて多くの質問が寄せられることが予想されます。実際に弾圧事件が発生した場合には、支部員が迅速に対応しなければなりません。そこで、各事務所においても、弾圧学習会をぜひ開催し、選挙法や弾圧事件に関する知識や経験を今一度ご確認いただき、弾圧事件に対する対応の徹底をお願い致します。

本部治安警察委員会では、3月12日に公職選挙法に造詣の深い田中隆団員を講師として弾圧学習会を開催しました。学習会の際に使用した資料を同送しますので、是非ご活用ください。



「これは地下の火だ。君たちに消すことなどできはしない。」 労働法制改悪反対・8時間労働制を守るため、メーデー集会にご参加を！

事務局長 萩尾 健太

1 死刑囚の言葉

「虐げられた数百万の人々が、悲惨と貧窮の中で労苦している数百万の人々が救済を求めている運動、労働運動を、私たちを絞首刑にして踏みじることができると思うなら、それが君たちの見解だというのなら、死刑にするがいい！

ここで君たちは火花を踏みつぶしている。だが、あちこちで、君たちの背後で、君たちの眼前で、いたるところで、炎は燃え上がる。

これは地下の火だ。君たちに消すことなどできはしない。」

これは、1886年5月4日のヘイマーケット事件で絞首刑とされた労働運動指導者・無政府主義者アウグスト＝スパイスが死刑判決後、陪審員・裁判官に向けて行った法廷陳述です。

2 8時間労働制の歴史

1880年代のアメリカでは、1日14～15時間労働が当たり前とされていました。当時の労働運動のスローガンは「第1の8時間は仕事のために、第2の8時間は休息のために、そして残りの8時間は、おれたちの好きなことのために」でした。

1886年5月1日、この厳しい労働条件を打破し「8時間労働制」を求めて、アメリカのシカゴを中心に約35万人の労働者がゼネストを決行しました。結果、18万人の労働者が経営者に「8時間労働制」を約束させました。しかし、このスト中の労働者4人が警官隊に殺害されました。それに抗議して、5月4日夜市内のヘイマーケット広場で集会が催されました。このとき、解散を命じる警官隊に爆弾が投げられて衝突がおこり、警官側死者7人を含む多数の死傷者が出ました。

犯人不明のまま、警官殺害を教唆したとの罪で8人の労働組合指導者が裁判にかけられました。陪審員の評議の結果、4人が絞首刑、他の4名（うち1人は、獄中で自殺）が禁固刑となりました。冒頭の法廷陳述は、この裁判の時のものです。

経営者側はこの裁判によって労働組合側を世論から孤立させ、8時間労働制の協約を次々に破棄しました。しかし、後に州知事はこの裁判が不当であったとして、禁固刑であった3名の指導者を解放しています。ヘイマーケット事件は大弾圧・謀略冤罪事件でした。

アメリカの労働者は、この弾圧に屈したままではいませんでした。アウグスト＝スパイスの言葉の通り、2年後の1988年、アメリカ労働総同盟（AFL）は1890年5月1日にふたたび「8時間労働制」を要求してゼネストを行なうことを決めました。1889年には、フランス大革命100周年としてパリにマルクス主義者が結集して第二インターナショナル創立大会が開催されました。そこでAFL会長ゴンパースは、弾圧事件の経験を踏まえて国際的な支援を求め、AFLのゼネスト

実施に合わせて労働者の国際的連帯としてデモを行うことを要請しました。これが大会で決議され、1890年5月1日が第1回の国際メーデーとなり、アメリカ、ヨーロッパ、中東欧、オーストラリア、ラテンアメリカなど世界各地で数十万の労働者が集会とデモをくりひろげました。

まさに「海を隔てつ我らかいな結びゆく」（インターナショナル）が実現したのです。そして、アウグスト＝スパイスが述べた「火花」は山河を越えて東進し、「イスクラ」（ロシア語で「火花」ロシア社会民主労働党の機関紙の名）となって、第一次世界大戦の最中の1917年、人類史上初の社会主義革命を迎えるに至ります。革命ロシアでは8時間労働制が布告され、初めて国の法律として確立しました。

さらに、第1次世界大戦後、戦争への反省と、社会主義を目指す国家が成立するという国際情勢の変化のもとで、1919年のILO（国際労働機関）が設立されました。ILOは「世界の平和及び協調が危うくされるほど大きな社会不安を起こすような不正、困窮及び窮乏を人民にもたらす労働条件を・・・改善することが急務」であるとして（憲章前文）、「1日8時間・週48時間」労働制を第1号条約に定め、国際的労働基準として確立しました。そして、1923年までにはほぼヨーロッパ全土で8時間労働制が確立するに至ります。

その波は日本にも押し寄せました。1920年5月2日に第1回のメーデー集会が行われ、およそ1万人の労働者が「八時間労働制の実施」を訴えました。そして、第2次戦争の惨禍の反省を踏まえて1947年に労働基準法が制定され、8時間労働制が盛り込まれるに至ったのです。

このように、8時間労働制は、世界の数多くの先輩たちの命を賭けた闘いで勝ち取られてきたものであり、まさに「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」（憲法97条）なのです。

3 労働法制改悪との対峙

ところが、今年4月3日、安倍内閣は、高度プロフェッショナル制度の創設、裁量労働制の拡大などによって「残業代ゼロ」を招く、労働基準法改悪案を閣議決定しました。マスコミの言う「時間ではなく成果で」=8時間労働制の実質的解体です。それが何をもたらすか。すでに教員である公務員は僅かな手当のほか残業代ゼロです。教員は、過重な長時間労働と管理統制の下、平成22年度で精神疾患による離職者は651人、精神疾患による休職者は5,421人にのぼっています。教育への夢を抱いた新任教員が次々と挫折して退職していく事態が後を絶ちません。この教員のような状態が多くの労働者に拡大され、過労死が激増するのが「残業代ゼロ」法です。

今こそ、火花を散らし、炎を燃え上がらせましょう。メーデー集会にご参加を！



タブロイドを使って「労働法制大改悪阻止」 の取り組みを！！

事務局次長 三浦 佑哉

安倍内閣は、2015年4月3日、労働時間法制を大改悪する労働基準法「改正」案を閣議決定しました。高度プロフェッショナル制度の創設、裁量労働制の拡大などによって「過労死激増」「残業代ゼロ」を招く、労働時間法制の根幹を解体する大改悪法案です。

また、同年3月13日には、2度廃案になった労働者派遣法「改正」案が閣議決定され、国会に提出されています。派遣労働者に「生涯派遣」を強要し、正社員を派遣労働者におきかえ、正社員をゼロにする大改悪法案です。

これらの大改悪法案を廃案に追い込むための運動を強めるべく、現在、団東京支部は、東京地評と協力して、「日本中がブラック企業に！STOP！安倍の「雇用改革」」（仮称）というタブロイドを作成しています。

4月10日（予定）に完成し次第、このタブロイドを各法律事務所に無償で一定数お送りしますので、これを用いて、各単産・地域労組などと協力しながら、学習会や街頭宣伝を行って頂ければと思います。労働も今が正念場です！皆で力を合わせて、大改悪案を廃案に追い込みましょう！

自由法曹団東京支部と東京地評・東京春闘共闘会議との共催で、2015年3月18日に「過労死激増・残業代ゼロ NO！学習交流集会」を開催しました。東海林智さんの講演は、今後の運動のあり方について大いに参考となるものでした。

国会の情勢を見ながら、今年5月下旬～6月上旬にも学習交流集会を開催する予定ですので、多くの団員の参加をお願いします。

若手弁護士へのメッセージと返書

若手弁護士へのメッセージ

新宿法律会計事務所 南元 昭雄

1、はじめに

私は、昭和43年4月弁護士登録。平成23年6月以降療養のため事件受任停止中。

私は、小学3年の12月8日、日本が米・英と開戦、旧制中学1年の昭和20年8月15日、日本敗戦により終戦。その間、徹底した皇国史観による軍国主義教育（例えば、中学入学始めから軍人勅諭暗記暗唱を強要される学習!）、「鬼畜米英」宣伝。それが、終戦後数年間は食糧不足による飢餓生活を、そのうえ終戦後は国家統制主義から民主主義体制へと180度転換し、生きる目標が俄かに定まらない状態だった。

この幼少時代の「戦争の惨禍」、特に国家統制による「教育の惨禍」を受けた想いは痛恨の極みで、これが弁護士就業以来、恩師亡渡邊良夫弁護士の薫陶を受けた影響もあり、微力ながら憲法9条事件・平和的生存権擁護・権力による教育統制反対事件・安全に教育を受ける権利擁護・労働災害損害賠償請求事件等の憲法裁判活動に参加することを弁護士活動の指針として来た。

2、担当した代表的事件と問題点

私が担当した代表的な事案は、「百里自衛隊航空基地違憲」・「家永教科書検定違憲」の各訴訟。「日本鋼管労働災害損害賠償訴訟」等多数の労働災害事件、特に教科書訴訟の経験を生かし、心血を注いだのは「私立山形高校体操部活中吊り環着地失敗事故損害賠償訴訟」・「北見養護学校作業授業中一眼失明事故損害賠償訴訟」等の多数の学校災害事件。そして数多くの「対消費者高利金融被害救済訴訟」をも担当してきた。

しかし、憲法第9条事案については、「砂川最高裁判決」の域を打破していないし、労働災害訴訟では「安全に労働する権利」→「労働契約上の使用者の安全保証債務」論を、学校災害訴訟では「安全に教育を受ける権利」→「在学契約上の学校設置者の安全保証債務」論を夫々提唱したが、何れも市民法的民事損害賠償請求の域を出ず、「憲法上の請求権」とまでは確立していない。これは、憲法理論と民事賠償法理論との結合には、憲法法規から直ちに具体的請求権を導けないとする従来からの訴訟法理論が壁になっており、今後克服すべき問題が残っている。

3、「若手」への期待

現在、安倍独裁政権の憲法体制無視・破壊の統治手法は、これを放置出来ない段階に来ている。その最たるものは「積極的平和主義」の美名の下に、内閣の解釈で憲法を改定し（憲法第96条違反）、「集団的自衛権による武力行使」を容認し、これに派生して自衛隊の軍備を増強し、地域無制限の海外派兵（外国の戦争支援を含む）を可能にし、自衛隊を殺人（＝殺される）集団にし、また「米軍辺野古基地移転強行」など、一連の曖昧用語による安保法制を画策し、これに対する国民の追求を逃れんとし、「特定秘密保護法」を制定・施行し、国民の知る権利・報道の自由などを抑圧せんとしている。その他、「原発再稼働促進」・大企業の利益優先と言う格差拡大の経済政策など安倍政権の憲法体制破壊政策は、如何に「戦争の惨禍」の体験がない政治集団の政策であるとしても、許容範囲を超えるものである。

そこで、「若手」諸君に、国民、特に子どもたちの将来において「戦争の惨禍」を経験させず、人類普遍の原理である「平和で安全に生存する権利」を守るため、主導的活動が期待されていることを肝に銘じ、これまで先駆者が築いてきた憲法理論・災害救済理論の不足を補い発展させ、憲法理念実現のための弁護士活動をして呉れることを期待するものです。

「原田敬三先生について」

東京南部法律事務所 長尾 詩子

原田敬三先生は、愛妻家です。

私の事務所にいる『「恐妻家」かもしれない『愛妻家』ではなく、正真正銘の愛妻家なのです。

甲第1号証として、2014年福井・あわら総会の古稀表彰記念文集65頁を示します。黒岩先生から東京大空襲訴訟への参加を求められ、浅見洋子さんに相談した時の浅見さんの回答を読んでください。

「あなた、その歳でも役にたつと思われたから声をかけてもらえたのよ、幸せね。声をかけてくれる人がいるって、幸せね。事件を通して、戦争や戦後の勉強ができるじゃありませんか、本当に幸せね。」

さすが、浅見さんです（余談ですが、憲法カフェで知り合った某新聞社の記者の方と浅見さんのことで盛り上がったことがあります。その女性曰く、「浅見さんって、少女みたいな方ですよ〜。純粹で、優しくて。」アラフォー女性も心惹かれる女性なのです。）団員なら、弁護士なら、だれもが自分の事件について言われてみたいような言葉です。

でも！私が注目するのは、こんな優しい言葉を、ちゃんと覚えていて、古稀表彰記念文集にきちんと書く、原田先生の温かい眼差しなのです。

また、原田先生は、支部ニュースに記載された学校裁判、東京大空襲訴訟の陳述書づくりに、浅見さんを同行しています。普通だったら面倒ですから事務員を連れてはいかないですよ。原田先生は、浅見さんが持っている豊かな感性を大事にし、尊敬しているのだなあと思います。

そんな風に互いを尊敬しあい、大事にしている夫婦のあり方を、若手団員だけではなく中堅以上団員（特に、男性団員！）には、学んでほしいと思うのです。

そんな原田先生が、若手弁護士へのメッセージとして「学校事故裁判の今後の課題」を書かれたことは、20年間取り組んできた学校事故裁判への思いなのですね。

先日大津いじめ事件は和解で終了しましたが、他の事件で見聞きする限り、原田先生ご指摘のとおり、第三者委員会のあり方はまだまだこれから創っていかなければならないものだと思います。原田先生は、若手団員の出番だと期待していらっしゃるのだと思います。

最後に、原田先生へ。

私も新聞は紙面で読むことが大事だと思っています。

そこで、最近、新聞をデジタル版で読んでいます。電車の中でも手軽に数紙読めますし、なんといつでもスクラップ機能がついていて、タップ一つで記事がスクラップできるのです。ぜひ、お試しください。

そして、弁護士9条の会・おおたで、5月の戦争一括法案阻止の運動を、がつつりとがんばりましょう。その時には、弁護士9条の会・おおた準メンバーの浅見さんもご一緒にいらしてくださいね。

新人紹介

東京合同法律事務所 水口 瑛葉

昨年12月に東京合同法律事務所に入所するとともに自由法曹団に入団いたしました，67期の水口瑛葉と申します。

弁護士登録をしたとはいえ，急に実の伴った弁護士になれるはずもなく，裁判所に行くにも，接見のために警察署行くにも，ソワソワドキドキし，自分が何が解らないかも解らないため途方に暮れる，というなんとも恐ろしい状態になりながら，悪戦苦闘しながら毎日を過ごしています。

私が弁護士になろうかしら，と思い始めたのは中学生の頃でした。

中学3年生のときのカリキュラムに，いわゆるゆとり教育の代名詞ともいわれそうな『総合的な学習』の時間という授業がありました。その内容は，なんでも自分の興味のあることをテーマに設定し，そのテーマについて調査・分析してプレゼンテーションをするというものでした。

どのようなテーマにしようか悩んだ私は，1年程前に，母が弁護団に入っていたハンセン病国賠訴訟で原告全面勝訴の判決が出され，メディアで大きく報道されていたことを思い出し，ハンセン病について調べてみることにしました。

資料もたくさん手に入りそうだし（母経由で），わからないことがあったら聞きやすいし（母に），労力が少なく済むだろう，という邪な動機があったかと問われれば，もちろんありました，と答えるしかありません。

中学3年生の私は，その調査の過程で，ハンセン病患者の方々がどのように差別され，虐げられてきたかを知り，彼らに対する仕打ちの理不尽さに本当に衝撃を受けました。

その後，ハンセン病訴訟の原告の方と直接お会いすることができた際，その方は，ハンセン病訴訟の熊本地裁判決が出たとき，これからやっと人間として生きていくことができると感じた，あの裁判により私たちは人間の尊厳を取り戻した，と仰っていました。

そのときに，私は，一つの裁判が，その人にとって「人間の尊厳」を回復するような役割を果たすこともあること，そして，弁護士とは，そのような裁判を被害者の人たちと一緒に闘っていける仕事なのだ，ということを理解しました。

世の中に，このような意義のある仕事ができる職業がどれほどあるでしょうか。

私は，大学受験のときには，特に迷いもせず法学部のみを受験し，ロースクールに通い，司法試験を受け，いまに至ります。私にとっては，とても自然な流れでした。（こうして振り返ってみると，我ながら素直すぎるような気がしないこともないですが。）

私は，仕事をしていくうえでは，お金を稼ぐことだけを目的とするのではなく，社会の一員として働く以上，その仕事で社会に貢献するという側面がとても重要だと思っています。その意味で，弁護士という職業はとても魅力的です。

これから，弁護士という仕事を続けていく中で，一度は，ハンセン病訴訟のような，社会的に意義のある大きな訴訟に係わりたいと思っています。その事件の種類・中身は自分が情熱を傾けられるのであれば，どのようなものでも構いません。そのときそのとき，要求されている活動は異なり，どのような事件に関われるかは出会いもあると思うからです。

そして、自由法曹団は、社会的意義のある活動、人々の基本的人権を守るための活動を行ってきた長い歴史のある弁護士の団体であり、団員の先生方は皆さんがそれぞれに、幅広い分野で活動を行っていらっしゃいます。

私も、自由法曹団の培ってきた歴史や、それを受け継ぐ団員の先輩方から多くを学び、上記のような弁護士になろうと思ったきっかけを忘れずに活動していきたいと思っています。

今後とも、どうぞよろしく願いいたします。



就任の挨拶

支部長就任あいさつ

代々木総合法律事務所 須藤 正樹

昨年12月、81歳の記者会見で平成天皇は、「やはり最も印象に残っているのは先の戦争のこと・・・終戦を迎えたのは小学校の最後の年でした。この戦争による日本人の犠牲者は約310万人とされています。前途に様々な夢を持って生きていた多くの人々が、若くして命を失ったことを思うと、本当に痛ましい限りです。戦後、連合軍の占領下にあった日本は、平和と民主主義を、守るべき大切なものとして、日本国憲法を作り、様々な改革を行って、今日の日本を築きました。戦争で荒廃した国土を立て直し、かつ、改善していくために当時の我が国の人々の払った努力に対し、深い感謝の気持ちを抱いています。」と述べている。父の昭和天皇の内外に対する戦争責任との関係や国事行為以外行うことを許されない地位にある人の発言として異論はあろうが、この戦争を知る最後の世代の「平和への熱い思い」発言は貴重である。最近でも、亡くなった俳優の米倉斉加年、菅原文太も同じ思いを行動に示していた。それに比べると戦争末期や戦後間もなく生まれた「我々世代」は、語るべき戦争経験がなく、私などは相当軟弱なことを恥じている。しかしそれでも、知人・親族には多数の戦死者や戦争経験者があり、衣食住は貧しく、街には手足のない方達が援助を求めている世界を知る者として、戦争の悲惨さを肌で感じる事ができた世代であり、不十分であっても先人の熱い思いを後の世代に引き継がなければならない、と決意している。



今、我々より10年若く、物心がつく頃は経済成長が始まり出した世代である安倍首相が、取り巻き政財界人や右派に囲まれて高揚しながら、「戦後レジーム」すなわち戦後の「憲法を頂点とした、行政システム、教育、経済、雇用、国と地方の関係、外交・安全保障などの基本的枠組み」は、「21世紀の時代の大きな変化についていけなくなっている」ので、原点にさかのぼって大胆に見直し、「世界に開かれた『美しい国、日本』」を目指す（第1次安倍内閣の首相答弁書）と述べるのを聞く時、強い憤りを覚える方は、少なくないだろう。それは平和憲法の下で戦後日本を営々と築いてきた史実に対する一面的非難であり、戦後世界がその犠牲の上にできている大戦で失われたアジア2000万人、日本310万人の犠牲者の悲痛な声に耳をとざすもの、である。首相が心酔する祖父岸信介元首相は、右翼の北一輝や大川周明を信奉し、満州国の植民地経営を中心的に指導し、東条内閣の重要閣僚として日米開戦の詔勅に署名し、戦後も太平洋戦争は「あくまで我らの生存の戦であって、侵略を目的とする一部の者の恣意から起こったものではない」とする。この2人の首相が共有するのは、無反省と自己中心主義であり、その先にはファシズムが見える。歴史は繰り返すものではあっても、それを止め変えるのも、後世の知恵と努力である。心して先人の教訓を生かす道、平和憲法を生かす道を追及したいと、思う。

事務局長就任のご挨拶

渋谷共同法律事務所 萩尾 健太

2月の総会で自由法曹団東京支部の事務局長に選任されました萩尾健太です。どうぞよろしくお願ひします。

私はたしか2006年度と2007年度、支部の事務局次長を務めていました。当時は島田支部長であったと思います。2006年度は鷹揚な志田幹事長のもとで自由闊達に活動させていただき、2007年度には小部幹事長による「コベルニクスの転換」でいろんな企画のお手伝いをした記憶ですが、その後は名前だけの幹事となっていました。ところが、昨年、事務局長(当時)の斉藤園生姉御より、次期事務局長就任を依頼され、修習生時代以来の恩義もあって引き受けるに至ったものです。

2月の総会に数年ぶりに行ってみると、70名以上の参加と近年にない盛り上がり、それもそのはず、総会での議論に拠れば、今年は、盗聴・司法取引、労働法制、教科書採択問題、戦争立法、そして改憲と、重大課題が目白押し、安倍政権のもとで戦争・ファッショ体制に向かうか否かのかかった重要情勢だというのではないですか！「大変な時に事務局長を引き受けてしまったなあ」と少し緊張しております。

しかし、私は事務所も渋谷、住まいも渋谷、支部の仕事をこの折りにするの何かの定めと受け止めて、渋渋とではなく、積極的に、安倍政権に立ち向かうべく取り組んでいこうと思います。

自己紹介を少し。私は、神奈川県大和市で育ちました。私が子どもの頃、米軍厚木基地が市の面積の一定の部分を含めていました。米軍戦闘機が、爆音をたて夜間離発着訓練を行い、横須賀から空母に乗ってベトナム戦争に人を殺しに出かけていきました。何度か、戦闘機が墜落して住民が亡くなりました。今でも私は米軍機の爆音を聞くと怒りがこみ上げてきます。そして米軍機の墜落によって焼け死んだ幼い子どもとそのお母さんのことを思うと、涙が出てきます。日本は戦後一貫して加害国であり、そして被害国であり続けてきました。平和憲法は戦闘機が飛ぶ度に日夜切り裂かれてきました。

しかしそれでも、憲法とそれに依拠した運動が歯止めとなり、日本はイギリスなどとは異なりアメリカとともに参戦するには至っていませんでした。

憲法が変えられ、教科書が変えられ、安倍政権の推進する悪法が通ってしまえば、働き口を失った若者が戦場に行くようになる、というだけではない、大正デモクラシー世代が経験したように、洗脳された子供たちから「愛国心が足りない」と糾弾・密告・盗聴されるような悲劇が起こる危険すらあります。そんなことにならないように・・・

幸い、東京支部は、多くの経験豊富な先輩から元気な若手の団員の皆さん、素晴らしい支部長、幹事長、そして有能な事務局次長のみなさん、事務員の方がいます。多くの友好団体もあり、力を合わせれば、私が非力でも悪法や改憲を阻止できます。ともに頑張りましょう！

事務局次長就任のご挨拶

東京法律事務所 青龍 美和子

この度事務局次長になりました、青龍美和子です。64期です。

新人あいさつの時にも書いたのですが、私は、父が職場での思想差別に対する争議をたたかっていた。私は小さい頃から、父に、争議を支えている弁護士の先生方が、手弁当で、親身になって労働者の声を代弁してくれている等、いかに素晴らしい活動をしているかについて、耳タコになるくらい聞かされてきました。しかし、そんな話を聞いているうちに洗脳されたのか(笑)、労働者の権利を守る弁護士になりたいと思うようになりました。いま多くの労働事件に取り組み、とても充実した日々を送っています。

学生の頃から、裁判の当事者の話を聞いたり、現場を訪れたり、支部総会で君島先生がお話しされていた「フィールド」を大事にしてきました。いま、首都圏青年ユニオン顧問弁護団、「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団、全国B型肝炎訴訟東京弁護団などの弁護団活動に取り組んでいます。ブラック企業に苦しめられている若い労働者や原発事故により将来不安を抱えている被害者の方々、治らない病気と付き合い差別に傷つけられた患者さんたち…、被害の実態を聴く度に国や企業に対する怒りを燃やし、一緒に立ち向かっていることに誇りを感じているところです。

戦後70年という節目の年に、戦後最悪の(?)首相が暴走の限りを尽くしている中で、歴史ある自由法曹団の東京支部の事務局次長という重大な役割をいただき、大きな責任とやりがいを感じます。今年には憲法改悪阻止の運動を重視して支部担当次長がいつもより多めの3名配置され、私も担当になりました。安倍政権の暴走をこれ以上許さないために、明るく楽しく頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。

事務局次長就任のご挨拶

八王子合同法律事務所 石島 淳

この度、自由法曹団東京支部の事務局次長に就任しました石島淳です。所属は八王子合同法律事務所です。地域事務所として都政・市政に深く関わっているので、そうした立場から活動できればと思い、次長職をお引き受けしました。とはいえどんな役目を果たせるだろうと考えたところ、手掛りはシューベルトにありました。

フランツ・シューベルトは19世紀に活躍した作曲家です。彼はわずか31歳という若さでこの世を去りました。

彼のお墓には「音楽はここに豊かな宝を埋めた。だがそれ以上に美しい希望をも」という言葉が刻まれています。もっと生きていれば、あるいは「未完成交響曲」を終楽章まで仕上げたのかもしれない。きっと素敵な作品になっていたと思います。しかし残念ながらその希望は彼と共に埋葬されました。

この墓碑銘を見て、人に希望を与えることは生きている者の役目と気付かされたという方がいます。どれほど才能に恵まれ美しい希望があったとしても、夭逝のシューベルトにはその希望を奏でることは、もうできません。また来る明日という日を迎えられるのは生きている私たち、希望を語るのも生きてい

る私たちがなければできない使命です。

たとえば、憲法をめぐる情勢に目を向けると「戦争する国づくり」が着々と推し進められています。将来に不安を感じる人もいることでしょう。

その一方で、地元八王子では、多摩地域最大の58万都市としての市議会で、集団的自衛権行使容認に反対する意見書を可決しました。こうした地方議会が今年初めまでに238議会にのぼり、また、先月の報道各社による世論調査でも戦争立法に反対する声为上回っています。自由法曹団には、かつての数々のたたかひの成果を糧として、いまの政権の暴走に対してもうたえるべき言葉があり、そのうえ、こうして希望をわかちあえる広汎な市民がいます。

平和な未来への展望を見通せるのは、人々に希望を伝えられるのは自由法曹団の法律家です。

まずは4月のいっせい地方選に向けておおいに希望を語っていきたいと思います。お力添えを、よろしく願いいたします。

幹事会議事録

参加者 13名

1 支部総会関連の報告など

(1) 総会参加者・規模など

- 参加者72名（昨年より10人増）
- 新人参加者4名、うち非団員2名（3月常幹で入団）
- 予算 17万8000円赤字（昨年16万赤字）
理由：消費税アップ、講師代10万円
現在の参加費だとこの赤字傾向は継続するだろう
運営費から補助として穴埋めしている

(2) 感想

- 君島先生の講演：支部ニュース3月号に掲載

2 事務局体制の報告

■事務局次長の担当

- 【憲法】主：黒沢 副：青龍、久保田
- 【教育】伊藤 石島
- 【労働】三浦
- 【都政】石島
- 【刑事】主：久保田 副：青龍

■外部担当

- ・革新都政を作る会【須藤】
- ・都民要求全都連絡会【須藤】
- ・東京憲法会議【須藤】
- ・憲法改悪反対東京共同センター【萩尾】

3 情勢討議

(1) 【戦争立法】

- ・安倍政権の支持率が依然高い
明らかに右翼であることはわかっていながら国民に支持される
当方が少数派であることの認識に基づく運動が必要
- ・安倍首相がアメリカ議会で演説予定
アメリカの国防の負担を日本に負わせる意向か
- ・統一地方選挙が試金石になるだろう
- ・アンケートなどでの反対の世論が実際の安倍政権反対に結びついていない
- ・一国平和主義ではいけないとの認識があり、世界平和のために武力行使もやむを得ないという結論になるのか否かがポイントになっているのかもしれない
- ・戦争立法の危険性の具体例を提示してイメージさせる必要がある

(2) 【労働法制の改悪】

- ・解雇の金銭解決制度の導入
実際には金銭解決している場合があるから、制度化しなくともよいのではないか

4 諸課題と支部活動(担当次長)

(1) 憲法・集团的自衛権

■あすわかの憲法企画（3月31日）

- ラッキィ池田とのコラボイベント、参加者350名で盛況
今後もメディアに広げていき、主に子育て世代に訴えていく

■団改憲対策本部

- 意見書を4月下旬に公表予定
リーフを作成する予定

■憲法東京共同センターとの街宣・会議参加要請

■各事務所の活動

- ・南部LO 選挙権拡大を見越して、高校前で宣伝する
憲法喫茶を開催予定
- ・東京LO 新宿区議会へ集团的自衛権・秘密保護法反対決議要請
学習会の講師活動が少ないとの事務所内意見あり
労組執行部などにも入っていく
- ・八王子合同LO 関係団体から講師要請がくる
決議を通すことができる議会構成にする必要あり

統一地方選挙で自民党を大量敗退させることが大事

■辺野古新基地建設の作業停止指示

(2) 労働法制の改悪

■団本部で意見書提出予定

■タブロイドの活用

■4月28日に院内集会

■労働者が自分のことと認識しないと世論が広がらない
これまでも残業代のない教員に力を入れる必要がある

(3) 教科書採択・教育

■関係団体との対策組織を設置。本日幹事会後に話し合い
つくる会系の教科書採択阻止にむけて運動していく

(4) 盗聴法拡大・司法取引

■各単位会等19弁護士会が反対の声明を提出

■反対集会も開催され、冤罪被害者は反対している

(5) 選挙弾圧・民パト

■4月7日申入れ予定

5 幹事会の持ち方

■憲法交流活動

- ・幹事会後に、支部代表者会議ということで憲法経験交流の提案
- ・4月幹事会後に実施する

■新人学習会

- ・幹事会後に、連続憲法学習会を新人向けに開催していた
去年はあまり開催しなかったが、引き続き開催した方がよいのではないか

■地域幹事会

候補地：多摩、北部

■支部メーリングリストの原状

- ・現在80名登録
- ・新人には登録許可欲しいとの連絡してある
- ・400名弱はリスト登録していない

6 その他

■幹事会意見書

- ・元朝日新聞記者植村氏に関する意見書を提出する

訂正

3月支部ニュース総会議事録で団員の所属する事務所名が違っていましたので訂正します。

●佐藤誠一団員は東京南部法律事務所、泉澤章団員は東京合同法律事務所です。

誠に申し訳ございませんでした。

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特徴 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

<保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

年齢	対象期間	
	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

<保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

年齢	支払対象外期間	対象期間: 70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年			
		372日		737日	
		男性	女性	男性	女性
25歳～29歳		993	875	949	843
30歳～34歳		1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳		1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳		2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳		3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳		4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳		6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳		6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL: 03 (3405) 8661

<引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
TEL: 03 (3593) 5112

(SJ13-08976、平成25年11月11日)